

令和2年7月22日（水）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、有資格業者2社に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

材タ コジ

太田 孝二 （内線2511）

総務部契約管理官

かツマ テルシ

上妻 照由 （内線5880）

○総務部契約課課長補佐

カヤマ ヒロ

中山 洋子 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社府中植木	東京都府中市若松町4-13-1
株式会社玉川造園	東京都府中市小柳町3-19-3

2. 指名停止措置期間

令和2年7月22日から令和2年10月21日まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表取締役らは、東京都府中市発注の公園拡幅工事及び道路工事等の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日、公契約関係競売入札妨害容疑で警視庁に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役が、公契約関係競売等入札妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第10号>

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内